

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四條暇市長 東 修平

市町村名 (市町村コード)	四條暇市 (272299)	
地域名 (地域内農業集落名)	逢阪 (逢阪)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 9月 12日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、全農地所有者が60歳以上であり、うち70歳以上の割合が67.6%を占めており、耕作者は10名程度である。讃良川沿いの農地は接道・取水ともに条件が良い一方で、川沿い以外の農地についてはすでに竹木等で山還りしている箇所が大部分を占めており、イノシシによる獣害も多い

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状、耕作を行っている農業者のうち若手の農業者を中心に集積・集約化を検討。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

讃良川沿いを中心に、条件の良い土地については、農業上の利用を行う。
 すでに竹木と化している部分については、除草等保全・管理を検討する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状耕作を行っている農業者を中心に、集積・集約化の検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状地域内で耕作している若手農業者が地区の中心経営体となる。一方で、すぐにでも貸したいという所有者意向のある土地もあり、地区外からの参入による耕作も含めて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--